

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社各店舗を歴任した後、平成〇年〇月〇日からB所在のC店（以下「店舗」という。）において、店長として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅アパートにて縊死した。死体検案書には、直接死因「窒息」、死因の種類「自殺」と記載されている。被災者は、平成〇年〇月〇日にDクリニックに受診し、「双極性感情障害」と診断され、平成〇年〇月〇日まで療養した後、治療を中断し、同年〇月〇日に療養を再開していた。請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日、店舗において一部の従業員が景品を不正に持ち出すという事件が発覚し、その事後処理をめぐり責任追及を受けたこと、ノルマが未達成となったこと、店舗の監査により低い評価を受けたこと等、短期間に極めて強いストレスを受け続けたことにより、不安と焦燥感を募らせ、自殺念慮を強めるに至ったという。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の本件労災請求に係る精神障害の発病時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、被災者本人からの聴取をもとに平成○年○月頃と推定する旨述べている。

これに対して、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、被災者は平成○年○月○日にICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」（以下「本件疾病」という。）と診断され治療をしていたところ、平成○年○月には治療を中断し、ほぼ寛解といえる状態であったものの、同年○月○日から再診となっていることから、同時期に本件疾病が再燃したものとみる旨記載している。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であり、被災者は平成○年○月○日頃に本件疾病を再度発病させたものであると判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準

に基づき検討する。

- (3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討するも、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められない。また、「特別な出来事」以外の類型に示される心理的負荷が「強」となる出来事も見受けられないことから、平成〇年〇月〇日頃の本件疾病の発病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。
- (4) この点、請求人は、被災者の病状は平成〇年〇月には寛解していたとし、同年〇月〇日以降毎月1回Dクリニックに通院していたことについても、要旨、日常生活や仕事に特段の影響を与えることはなく、寛解した状態にあったと解すべきである旨を主張する。しかしながら、前記E医師の意見書においては、平成〇年〇月〇日の再診以降も抑うつ症状に係る薬剤を処方したとされており、症状は安定していたとの所見を勘案しても、寛解状態にあったとみることはできない。
- (5) 請求人は、平成〇年〇月から同年〇月にかけて、被災者に強い心理的負荷のかかる業務上の出来事が立て続けに起こった結果、本件疾病が発病又は増悪したと主張しているが、上記のとおり、被災者は平成〇年〇月には再度通院を開始していたことから、平成〇年〇月から同年〇月における新たな発病との主張は認められず、また、同時期に増悪したものであるとすれば、認定基準上「特別な出来事」の発生が要件となるどころ、上記のとおりこれも認められないものであり、結局、被災者の本件疾病及び死亡と業務との間に相当因果関係は認められないものとなる。
- (6) もっとも、請求人は、被災者が、①部下による景品を無断で持ち出した事件において責任を問われたこと、②売上げのノルマが達成できなかったこと、③社内の監査により懲戒事案が発覚したこと等を強く主張しているところ、特に、①景品の無断持ち出し事件とその後の対応について、被災者が苦悩したであろうことは推認できることから、「特別な出来事」に相当する出来事とみることができるか否かについて慎重に検討を行った。同事件の経緯を精査すると、被災者は、あくまで会社の規則に則って忠実に行動しており、その後の対応において多少の勇み足があった可能性は否定できないものの、おおむね妥当な行動をしていたと判断できるところであり、景品持出しを行った従業員等が加入し

た労働組合が会社に対して責任追及を行ったことは、不本意なものであると感じられたと推認し得る。当審査会としては、被災者の心情には同情を禁じ得ないものの、同出来事をもって「生死に関わるがごとき極度の苦痛を伴うもの」等とする認定基準上の「特別な出来事」に該当するとは判断し得ないものであって、その他の主張を併せて検討しても、およそ「特別な出来事」に該当するとはいえないものであり、上記判断を左右するものではないといわざるを得ない。

(7) 以上のとおり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、よって、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは判断できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。